

熊本県立大学競争的資金内部監査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公立大学法人熊本県立大学内部監査規程第11条の規定に基づき、熊本県立大学における競争的資金（規程第2条第4項の「競争的資金」をいう。以下同じ。）に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(内部監査グループの設置)

第2条 監査を実施するため、監査室に内部監査グループ（以下「監査グループ」という。）を設置する。

2 監査グループは次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 監査室長
- (2) 内部監査員

3 監査グループの長は、監査室長をもって充てる。

(監査の種類及び方法)

第3条 監査の種類と方法は、次に掲げるとおりとし、種類ごとの調査事項については、別に定める。

- (1) 通常監査 関係書類の精査、帳票等の突合等による書面調査
- (2) 特別監査 監査対象者の研究室での立会、確認、質問等による実地調査
- (3) リスクアプローチ監査 不正が発生するリスク要因に着目して実施する重点的かつ機動的調査

(監査の対象)

第4条 監査は、当該監査実施の前年度において、本学の研究者が研究代表者として交付を受けている競争的資金に係る研究課題を対象とし、次の各号により選定する。

- (1) 通常監査 競争的資金の種別・規模、研究者の所属等を考慮のうえ、対象となる研究課題数の15%以上となる件数を選定する。
- (2) 特別監査 通常監査で選定した研究課題数の5%以上となる件数を選定する。
- (3) リスクアプローチ監査 不正が発生するリスクの高い事項に対する重点的なサンプル抽出により対象となる研究課題数の2%以上となる件数を選定する。

(他の監査機関との連携)

第5条 監査室は、本学の監事及び会計監査人と十分に連携を図るものとする。

(監査結果の活用)

第6条 監査室は、監査結果を不正防止計画推進委員会に報告を行い、コンプライアンス教育、研究倫理教育及び不正防止計画等に反映するものとする。

(監査の事務)

第7条 監査の事務は、監査室が所管し、総務課及び学術情報メディアセンターが協力するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、監査に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 熊本県立大学科学研究費補助金内部監査実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月29日から施行する。